

令和 3 年 4 月 28 日
仙台市危機管理局

仙台市国民保護協議会部会の設置について

1 概要

仙台市国民保護条例第六条において、協議会は、部会を置くことができるとされており、部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名することとされている。

国民保護事案が発生した際、迅速かつ的確な住民の避難を実現するためには、可能な限り速やかに避難実施要領を作成することが必要であることから、避難実施要領のパターンの検討、作成等を行う部会を設置するもの。

2 部会の事業内容等

(1) 部会の名称

仙台市国民保護協議会部会（事務局：仙台市危機管理局危機対策課）

(2) 部会の事業内容

- ・大規模テロ事案等が発生した場合の避難実施要領のパターンの検討、作成
- ・避難実施要領の検証を目的とした訓練等の企画

3 部会の委員（案）

- ・陸上自衛隊 第 22 即応機動連隊長
- ・宮城県警察本部 宮城県警察仙台市警察部長
- ・日本赤十字社宮城県支部 事務局長
- ・仙台市 消防局長
- ・仙台市 危機管理監

4 今後の予定等

- ・令和 3 年 6 月頃（予定） 第 1 回仙台市国民保護協議会部会開催

※ 部会の下に各機関の担当職員等で構成する「作業部会」を設置する予定。

以降、年内に作業部会を数回開催し、避難実施要領のパターンの検討、作成を行う。

【参考】仙台市国民保護協議会条例（抜粋）

(部会)

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員又は専門委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員又は専門委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。